

令和 7 年度 農業農村整備事業の広報動画制作業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、令和 7 年度 農業農村整備事業に関する動画制作業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、次の事業（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 令和 7 年度 農業農村整備事業の広報動画制作業務委託
- (2) 業務内容 別添「令和 7 年度 農業農村整備事業の広報動画制作業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）のとおりに
- (3) 委託期間 契約締結日から令和 8 年 1 月 1 5 日（木）まで

（委託業務の実施）

第 2 条 乙は、委託業務を委託仕様書及び甲の指示に従って実施しなければならない。委託仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託費の限度額）

第 3 条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

（委託費の支払）

第 4 条 甲は、前条に規定する委託費を、委託業務が終了し、第 8 条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により必要があると認めるときは、委託費の 90 パーセント以内の額を概算払することができる。

4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第 1 号）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第 5 条 茨城県財務規則第 138 条第 2 項第 6 号により免除する。

（再委託の制限）

第 6 条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(実績報告等)

第7条 乙は、委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託業務完了報告書（様式第2号）を委託業務終了の日から30日以内又は令和8年1月15日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第3項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

(検査及び委託費の確定)

第8条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、成果品等について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託費が前条の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託業務の中止等)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第7条から第9条までの規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第11条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、委託仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(委託業務の報告等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求めることができるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第 15 条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(著作権)

第 16 条 乙がこの委託業務により取得した全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、甲が承継するものとする。

(契約の解除等)

第 17 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(疑義の処理)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県知事 大井川 和彦

乙

別記 特約事項

1 受託者の責務

受託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 不要情報の破棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から1年を経過したときは、速やかに破棄すること。

4 個人情報の目的外利用及び部外提供の禁止

委託業務を処理するため収集及び作成した個人情報は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

6 返還義務

委託業務を処理するため甲から引き渡された資料等のうち甲の指定するものは、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

概 算 払 請 求 書

年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(受託者)
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

令和 7 年度 農業農村整備事業の広報動画制作業務委託に係る概算払の請求について、下記
のとおり請求いたします。

記

1 請求金額 円

<概算払請求算定>

区 分	金 額
契約額	
概算払受領済額	
今回請求額	
残 額	

2 請求額の受領方法 口座振込

振込先金融機関		
振込口座	預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

※振込先は郵便局以外の金融機関を指定してください。

3 概算払を必要とする理由

様式第 2 号

年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(受託者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

委 託 業 務 完 了 報 告 書

令和 7 年 月 日付けで契約した令和 7 年度 農業農村整備事業の広報動画制作業務委託について、下記のとおり業務が完了したので、契約書第 7 条の規定により報告します。

記

1 委託期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2 成果品

DVD・令和 7 年度 農業農村整備事業の広報動画 正副 2 部

3 収支決算書

別添のとおり